

馬奈木昭雄弁護士オーラル・ヒストリー (二) 筑豊じん肺訴訟

土 肥 勲 嗣

解 題

オーラル・ヒストリーという方法が紹介されるようになって四半世紀が経過する¹⁾。記憶にもとづき当事者が語ることによって、文書のみでは知ることができなかった過去の出来事や当時の認識を明らかにしようとする方法である。いま書店では、政治家、官僚、最高裁判事のオーラル・ヒストリーが多数並んでいるのを目にすることができる。その方法は、録音した音声や文字に起こして読むというのが基本ではあるが、動画として第三者にも公開する記録の方法も確立している。

馬奈木昭雄弁護士は、半世紀にわたり、水俣病、予防接種、各種じん肺、炭鉱事故、筑後大堰、税理士会の献金、廃棄物、有明海異変、残留孤児、電磁波、原発等、多様な事件や問題に取り組んでこられた。私がオーラル・ヒストリーを馬奈木弁護士に依頼した主たる理由は、水俣病問題に限らず、長きにわたり社会的事件や社会問題の解決に取り組んだその経験と知見を少しでも多くの人々と共有し、広く後世に伝える意

義があると考えたからである。

ただ、それだけではない。アメリカでは議会政治と大統領政治に並んで重要な研究対象として位置付けられている司法政治の研究は、日本ではこれまでほとんど取り組まれてこなかった。二〇一八年の日本政治学会年報において「司法と政治」が特集のテーマとなったが、質量ともに依然として研究の蓄積が乏しいのが日本の現状といえる。他方で、四大公害訴訟から近年の「一票の格差」訴訟に至るまで、法曹集団によって提起された集団訴訟が、司法の判断を経て、立法や行政の行き過ぎを抑制した事例は少なくない。馬奈木弁護士のオーラル・ヒストリーは、日本における司法政治研究の発展に貢献しようのではないかと、という筆者の目論見にもとづいて進められている。

今回取り上げたテーマは筑豊じん肺訴訟である。じん肺とは、吸い込んだ粉じんにより気管支などが炎症を起こし、呼吸機能が失われていく肺の病気である。筑豊じん肺訴訟は、企業だけでなく、国を被告にしたはじめのじん肺訴訟であった。一九八五年に福岡地裁飯塚支部に提訴され、一〇年

後の第一審判決では国の責任は認められなかった。しかし、二〇〇一年の福岡高裁判決は、はじめて国の責任を認め、さらに二〇〇四年、最高裁は石炭鉱山における国の保安規制権限不行使を違法とする判決を下した。

オーラル・ヒストリーの収録は久留米第一法律事務所において五回にわたり計一三時間実施した。お付き合っていた馬奈木弁護士に心より感謝申し上げたい。また事務所の皆様には度重なる長居をお許しいただいた。ここに改めて感謝の気持ちを記したい。

- 1 御厨貴「はしがき」（同編『オーラル・ヒストリーに何がで
きるかー作り方から使い方まで』岩波書店、二〇一九年、v）。
- 2 佐藤信「オーラル・ヒストリーの世界標準とこれからーブ
ラック・オーラルから脱するために」（御厨貴編、前掲書、
一一五―一二五頁）。
- 3 その活動の一部は、ジャーナリストによる聞き書きとして、
すでに書籍が出版されている（阪口由美『たたかい続けると
いうことー馬奈木昭雄聞き書き』西日本新聞社、二〇一二
年、松橋隆司編著『弁護士馬奈木昭雄ー私たちは絶対に負
けないなぜなら、勝つまでたたかい続けるから』合同出版、
二〇一四年）。
- 4 見平典「政治学は《法》をどのように見るのか」『法社会学』
第八三号、二〇一七年、一〇一頁、一〇七頁。
- 5 日本政治学会編『年報政治学二〇一八・I…政治と司法』
木鐸社、二〇一八年参照。
- 6 小宮学『筑豊じん肺訴訟ー国とは何かを問うた一八年四か
月』海鳥社、二〇〇八年参照。

7 実施日は二〇一九年六月二十七日、同年七月一七日、同年八
月一九日、同年一〇月一六日、同年一〇月三〇日である。

長崎北松じん肺訴訟

長崎じん肺患者同盟会長の堤勇孝さんが私の事務所を訪れたのは昭和五二（一九七七）年です。石炭じん肺の患者救済の裁判をできないかという相談でした。堤さんたちは、「国の責任を明確にできないか」という希望だった。それは消極的な意味で、自分の雇用企業は相手にしたくないということだった。積極的な理由は、国だったら誰も文句を言わない、大同団結できるということです。企業を抜きにして、いきなり国に勝つなんてそんなことはありえない。まずは企業の責任を明らかにした上で、次に必ず国の責任を追及します、と約束しました。筑豊じん肺訴訟でその約束を果たすことができました。

長崎北松^{まはた}だけが先行したわけではなく、全国的な取り組みがあった。堤さんが全国の患者同盟と一緒に裁判を起こすべくきだと訴え、個別訴訟はおきていた。従来型の個別の被害者と個別の企業の裁判はいくつかあった。しかし、集団訴訟としてのじん肺訴訟は長崎北松が最初だと思っています。

全国患者同盟は、裁判自体は消極的だった。三井三池の炭じん爆発事故訴訟やじん肺訴訟はいずれも提訴するまで時間がかかっている。一部の組合員が組合の制止を押し切って提訴した。それは水俣で勝つことが大きい。それまでは裁判で勝てる自信がなかったし、現に勝つことが少なかつた。「怪我と弁当は自分持ち」というものの考え方だった。病氣

は自己責任の世界と考えられていた。じん肺による被害も病氣ですから、自分で対応するのがあたりまえ、自己責任の世界だった。それは根強い労務政策の成果ともいえる。

もちろん集団で立ち上がるのは不可能に近い。炭鉱労働の古典的形態として納屋制度に象徴される親分子分制度がある。先山と後山、親分がいて子分がいる。ひとつの集団がひとつの坑内でまとまってやっている。これが確立しているから長崎北松でも親分が踏み切った集団は子分もついて起こせる。親分が強力に反対しているときに子分が起こすのはまず不可能です。水俣病も一緒に、検診を受けるときに、まず網元を説得したわけですね。網元、区長、民生委員の三人を説得できたらその集落全員が検診を受けることになる。今度は受けられない方が村八分になる。いま、その状況がそのまま福島に引き継がれているように見えます。

なぜ三池のじん肺提訴が遅れたのか。なぜ労働組合が反対したのか。三池での対応が特徴的です。組合幹部が主張していた「自分たちが権利はたたかいた」というものの考え方は私も同意見です。ただたかいた手段方法はいろいろあっていい。労働組合は文字通り自分たちでたたかいた。裁判所は国家権力の一部門だ。国家機関を頼りにしない」というのは少なくとも七〇年代以降は違うのではないか。組合幹部からは、「裁判では勝てない」というそれまでの実績がある。自分たちの方法で勝ち取る。じん肺は自分たちでそこそこ成果を上げてきている。裁判に負けることによってそれが失われ

てしまうということをおそれたのだ」という説明を受けていた。

山野炭鉱ガス爆発事故

山野炭鉱ガス爆発事故の責任の考え方は、大洋デパートの火災事故の延長線上にある。大洋デパートには従業員労働者と客がいたわけです。労災と考えるか、それとも公害と考えるか。普通の法律家だったらそれを一緒に裁判をするということとはまったく考えないと思います。私は法律家じゃないもんだから、客と従業員が会社に対して立場が違うとは思わない。労働者であろうが客であろうが会社の過失は同じことでしょう。労働者の安全保護義務が中心ではありません。ひとつの建物の中にいる人間の安全をどう考えるのかという話です。労働者が客かは関係ない。ひとつの施設でどれだけ安全を守るのか。逃げられなかったことが悪いんだよね。逃げられればよかった。

労働者の安全保護義務という言い方をすると、裁判官が当然原告に聞く。「なんで火が出たか」、「火が出て火事になったことが企業の責任か」。斎藤鳩彦弁護士は、久留米の日米ゴムという会社の工場火災で、女工さんたちが焼死した事件で、「そんなもの神様しかわからんでしょうな。なんで火がようという。逃げられればよかった。逃げられるようになっていかなかったのが責任の問題である」と法廷で主張した。

山野炭鉱もそうなんです。労働者が裁判をする気になっ

たのは、鉱長と保安管理者が刑事責任を問われたからです。一番で有罪判決がでた。それで裁判をする気になった。ちなみに控訴審で無罪になった。我々がなぜ火が出たかという話のつかって責任を主張していたら大変なことになっていった。出火について落ち度があったという話ではない。もちろん炭鉱では火がでたらそもそも許されません。

私は「議論はいりません。労働者を職場で死なせてはいけないことは分かっていきます。それだけで企業に責任が認められます。」と主張した。「それじゃ裁判勝てませんよね」、「いいや勝てるよ」というやり取りになる。原発訴訟で勝てない理由はそれです。技術論では勝てない。技術論を握っているのは国と会社です。技術論をやったらダメに決まっていると信じています。水俣病も技術論をしていない。

責任のものの考え方を案外みなさん議論しないですよね。法科大学院は逆にしてはならないという教育をやられている。議論するのは要件事実だけで、それ以外はしてはならない。賛成するにしても、反対するにしても、昔はそれなりに議論をやっていた。いまは「しちゃいかん」ですもんね。私たちが勝ってきたのはそういう議論をしてきたからです。逆にいうと国は負けるもんだから議論をしない。今回石木ダムの高裁の裁判で、ダムの必要性の議論を専門家証人で行おうとしたら、裁判長は「これ以上お話を聞く必要はないと考えます。」と言いきなり結審した。裁判所が議論そのものを聞く必要がないと言えば裁判所は必要ないことになります。

山野炭鉱の爆発事故の裁判は、私のなかでは、炭鉱に対して労働者が責任追及できることが確立した裁判なんです。『怪我と弁当は自分持ち』を打ち破ったのが三池炭鉱の裁判といわれているけど、私のなかでは山野炭鉱でしょうと。提訴は三池の方が早い。ただ私たちは三年半であつというまに解決した。山野炭鉱の方が解決は早い。企業に責任をとらせる問題として、三井は第二会社をつくって親会社が逃げようとするけどそれを逃がさなかつた。もともと親会社三井の責任をつかまえるのに成功した事例です。

山野炭鉱のときも組合員と私の間で「国を相手にやってください」、「冗談でしょう」というやり取りがおこなわれている。順番の問題ではなく、企業の責任とその企業全体を包括している国の責任という面があつた。企業の責任というのは国の全体の責任の小さい部分なんです。勝ち方からすると小さな部分からまず勝とう、ということですね。

国の責任論

国の責任を考えるとときには必ず技術論と政策論の両方があるわけですね。

技術論の責任をどこでつかまえるのか。加湿のものの考え方をめぐって国の責任の議論になる。湿式削岩機が一番わかりやすい。粉じんが舞うのがいけないわけですから、粉じんが出ないようにすればいい。坑道の岩を掘るためには削岩機

を使う。湿式削岩機を使って粉じんの発生を抑え、通気を完璧にし、散水をせよとなる。粉じんを出さないために、金属鉱山の場合は九割は湿式削岩機を使っている。しかし石炭鉱山ではほとんど使用されてはいない。それはなぜなのか、というのが技術論での出発点です。

普通国の責任を問う根拠として、法的義務があるにもかかわらずその義務を怠って被害が発生させた、法的義務を設定してその不履行で被害が発生した、と構成するわけです。企業に対してならこれで勝てるけど、国に対しては絶対に勝てない、というのが私たちの意見です。

これこれの義務というのは国の基準です。これこれの義務があるからその通りにやれば安全なんだと、その通りにやらないから被害が発生するという構成をとるわけですね。ところが水俣病やカネミ油症は、国が定めた基準に違反をした作業をしたから発生したわけではない。その意味では義務違反はなかつた。そうすると責任をどうやって構成するのか。行政事件だとまさにいまの議論がそのまま適用される。国が行政基準をつくって、その通りにやったら責任はない。少なくとも行政法上の責任はないということになっています。

私たちが四大公害裁判を始めたときには行政法規を守れば義務は免れるか、その考え方自体が間違いないか、危ないものは危ないだろう、行政基準に従つたかどうかに関係なく、危ないかどうかの判断をしると主張した。だから行政法規に違反しなかつたからといって違法性がないということに

はならんよ、というのが四大公害裁判の最初の出発点です。もちろん私たちはその主張をとおして企業に勝訴したのです。

受忍限度論

義務違反があったとしても我慢の限度、受忍限度の範囲内だったら許されるという受忍限度論という妙な議論がでてくる。これは東大法学部の加藤一郎先生の議論です。受忍限度論には利益衡量というもとの発想がある。生命身体、健康や命は企業利益とは秤にかけられないというのが、四大公害裁判で我々が打ち出した原則です。そのことは加藤先生も認められ、受忍限度論は生命健康侵害は別だという新受忍限度論に改められる。勝負がついたと私たちは思っていた。

ところが原発では経済的利益と命が天秤にかけられている。私たちが四大公害訴訟で勝ち取った原則があつというまにひっくりかえっている。いつのまに祖先帰りしたのか。

実は経済的利益と命は秤にかけられないと思えます。公害弁連（全国公害弁護団連絡会議）の中島晃弁護士は「祖先帰りではないですよ」と言われる。公害が一部突出していただけだった。やつぱり異端だった。私は産廃でその議論で勝っているから、裁判所全体がそうなっていると思っていた。だけど裁判所全体がそうなっていたわけではない。言われてみたら確かに電磁波では勝てない。なるほど、祖先帰りしたわけ

はない。裁判所主流派の考えがそのまま変わらず続いている。国に対しては基準違反だから違法行為であるとか、ましていわんや受忍限度という考え方では絶対勝てない。だから国に対しては故意犯だということまで追い込まないと勝てないと考えています。

予防接種禍は故意犯なんですよ。法的義務として刑事罰までつけてまで予防接種をしなければならぬ、国民は子供に受けさせなければならぬ、行政は予防接種を履行しなければならぬという義務規定だった。国の言い分は、「法律上の義務を履行しただけです。それに対してなぜ責任を問われるのですか」。これに対して、「予防接種法は被害を出しても構わないといっているのか、そのような規定は憲法違反である。被害が起きないようにやれと書いてあるに決まっています。日本国憲法は健康被害を出すようなことは許していません。もしそうであれば嚴重な要件がないとダメですし、身体を傷つけていいと法律を読むこと自体間違いですよ」と私たちは反論した。

予防接種は十万人に一人の割合で必ず被害者がでることが統計的に確立している。厚生省も認めている。十万人入るスタンドがあつて、スタンドめがけて猟銃を打ち込む。誰かに当たって死にますよね。文句なしに殺人罪です。殺人罪ではないという議論はない。誰かを狙ったわけではないけれど、誰に当たるかわからないではダメです。打ち込めば誰かが死ぬ、故意犯として殺人罪が成立する。十万人に一人必ず被害

がでる。故意犯に決まっているというのが九州の弁護士団の主張です。東京、大阪、名古屋の裁判ではそんな乱暴なことはいわない。

結局、最高裁は、小樽の事件で、被害が出ている以上、打つてはならない人、すなわち禁忌者だったと推定される、禁忌者とわからなかったという立証を国側がやれと言った。さすがに故意犯とは言っていないけれど、禁忌者という推定を働かせなかったということで義務違反があった。それまでは公定力、つまり行政の行為には違法性がないと推定するという考え方だった。だからその推定を国民が破って来いというのが行政法理論です。予防接種ではこれを逆転させた。ただ予防接種は例外ですけどね。

それが私たちのものの考え方の基本です。泉南アスベストで一番強調したかったことです。アスベストを使うかどうかという国の政策の判断は、被害がでないから使うと決めたわけではない。被害がでることはあらかじめ予想できたにもかかわらず、経済的利益判断で決めた。あえて人命には関係なしにこれを使うことを決めた。そのあえて決めたところに過失があるという理屈です。私たちはカネミ油症一審判決でそれを確立したと思っていました。

技術論と政策論

水俣病が公式に確認されたのは昭和三二（一九五六）年五

月です。しかし、昭和二八（一九五三）年に発病した患者がいた。そうすると水俣病発症がわかる前から防げという議論がある。新潟水俣病訴訟では国に勝てなかった。訴訟の加害企業昭和電工に対する法律論は、熊本の水俣病があったから、昭和電工にも起きることが明白であり、それを防止すべきだったという議論です。その議論では企業には勝てても国に対しては勝てないと思っているわけです。事前に防げというのはなかなか難しい。チツソに対しては汚悪水論を主張した。化学工場の廃水が悪いというのは工場をつくったときからわかっていた。私たちは国の責任では公式に確認される昭和三一年に患者が出たのがわかったときから防げたと主張した。水俣病三次訴訟ではそれで国に勝つことができた。

筑豊じん肺も被害が起きたあとの話です。粉じんを吸えばじん肺が起きるとわかっている。あとは防ぐ方法になるわけですね。じん肺患者が発生しても「あえて構わない、それでもやり続ける」と国が判断した根拠をどこで客観的に示せるか。

国は、一般論としては金属鉱山と石炭鉱山と基準を区別せずに、湿式削岩機を使うよう義務づけていた。ところが金属鉱山の場合九〇%以上、石炭鉱山の場合二〇%数が湿式削岩機を使っている。なぜ国はその差について黙っていたのか。実は基準が違って、金属鉱山は全部無条件で湿式削岩機を使用しろ、石炭の場合はケイ酸質区域指定、要するにケイ酸質の割合が高い岩石を掘るときには湿式削岩機を使用しろ

という運用の仕方になっていた。しかし二〇数%という数字が長い期間ずっと続くわけですよ。つまり石炭では規制をかけようと思っていない。だから石炭の方ではじん肺患者はほとんど出るわけです。国は規制を強くしようと思わないといけない、ケイ酸質区域指定をもっと増やそう、ケイ酸質区域を指定していない企業がいっぱいいるからそれを徹底させよう、さらにはその指定自体を変えるべき措置をとるべきである。国は十何年以上それを放置してきた。うっかりしてやらなかったというレベルではない。「被害が出続けてもあえてやらない」という意思決定があると考えられますよね、ケイ酸質区域の仕方が明らかに異常でしようがという主張が効いたわけです。これが技術論の決定打です。

ただ、ケイ酸質区域指定の問題がなければ負けたかというところではなく他のをもつてくるだけですよ、というのが私の意見です。責任を問うのにこれこれの義務があるのにこれを怠りという考え方をしてはならない。被害が起きることはあらかじめわかかっており、その被害を防ぐためにこれこれのことをしなきゃいけないのに、その方法をしないという決定をあえてしたということです。

カネミ油症ではその考え方です。私たちは最初毒見義務違反、製品の安全検査をしないところに問題があるという主張をした。食品だから毒見義務があると気取って言ったわけですね。しかし、考えてみますと当時の国の基準では検査してPCBが混入しているとわかったとしても使ってよかったです。

PCBが混入してはならないという基準がなかったから、国の基準に合致するかどうかを検査しても意味がない。水俣がまさにそうです。国の基準に違反した廃水を流したわけではない。ましていわんや、当時の基準では、チソンの流した廃水は水道水として使っていていいという水ですから、何の責任が問われるのかという議論なんですよ。

だから国の基準に従ったかどうかが問題ではない。PCBが危ないと分かっていたという議論をしないといけない。国はあえてそれを許したという議論でないと勝てない。アスベストも危ないとわかっていた、だけど規制しなかったではダメです。わかっていたえて許したということまで押し込まないといけない。原発もそうです。これまで優秀な弁護団でもどうしても勝てない。私の考えでは技術論で争うからですよ。水俣病の三次訴訟の第一陣は、正面から政策論で勝った。つまり、技術論ではなく、国があえてそういう操業をさせたという政策論を展開した。石炭でも筑豊じん肺訴訟の最高裁判決は国のスクラップ・アンド・ビルド政策から判決を書いている。要するに労働者の安全性を政策によって無視したことを認定した。それで労働者の安全を保護するために最新の技術と最新の知見を使えという判決になる。だから国の責任は政策論が基本です。

そこでもう一つ議論がある。産業政策の是非を裁判によって問うことはできないというのが法律家の常識です。私もそれは同意している。産業政策の是非そのものを裁判で問うこ

とはダメに決まっています。政策自体の是非を問うのではなく、政策の実行によって起こった結果の行政の責任を問う。政策の是非を問うことではないし、逆に政策の是非を問わないわけではない。

水俣病の三次訴訟の第二陣判決は、国に責任があると認めている。「国に責任があるのは社会一般の認識ですよ。社会通念上認められています」と言ったわけです。裁判所は社会通念にしたがって判決を書いている。その考え方自体間違っていない。原発裁判では、逆に原告側が「社会通念」によって負けさせられています。原発を認めるかどうかは大きな政策判断です。それだけの国民の声がないと裁判所はウンといえない。四大公害で勝ったときは、「公害は許さない」という社会通念があった。いま原発は必ずしもそうなっていない。技術論と政策論があつて、政策論が基本で、勝つためには、裁判所を説得するためには、ある一定の技術論がいる。政策論がしっかりしていると技術論はそんなに強くなくてもいい。だから社会通念が原発反対になれば、火山と地震で勝っている。それを危ないと言わないかだけの話です。まだ危ないと言わなくていいと裁判官は思っている、逆に言うべきでないと裁判官は思っている。あなたがちそれを十分に批判はできていないところが一番の問題だと思つています。原発で勝つには政策批判を徹底して行うと同時に、原発はなかせという国民の声を裁判所に突き付けることが必要だと思いません。

安全保護義務

労働者の安全を保護する義務が企業にある。それはいつからか。

岡村親宜先生が労災職業病の労働弁護団の理論的中心人物です。じん肺の長崎北松の一番最初の準備書面は、近代市民法ではなく、社会法の段階になってはじめて労働者の権利が守られるというように読める論調でした。社会法によって労働者の安全保護義務が確立したというのが岡村先生の論文の中心だと思えます。総評弁護団が到達し確立したのが安全保護義務という考え方だといわれています。使用者は万全の安全保護義務を負っている、という考え方を自分たちが確立したといわれている。

それはおかしいだろう、近代市民法でも労働者の権利は無条件に守られていた、というのが私の意見です。権利自体はもともと近代市民法の権利でしょう。労働者だから特別に保護されるというものの考え方はしない方がいいというのが私の意見なんですよね。一般の権利があつてその上にさらにより手厚く保護される部分の労働者の権利があるというのならまだ理解できる。けどより手厚く保護された部分が権利だといわれるとそれは違うのじゃないか。安全保護義務というのはもともと近代市民法の最初からあるものであつて労働者特有に限定された権利じゃない。

その発想の違いはどこにあるのか。私たちは公害からきてますから、一般住民がどうやって自分の権利に取り組みかという発想から考える。公害反対闘争というのは、一般住民が一人ひとりの被害のほずなのに、同じ被害のひとが団結して、組織をつくって、より組織的に個別の被害（私情）を超えて総体としての被害回復とその防止（公憤）を国に対したたかっている。組織労働者が、自分で組織をもつていてたかたかっているのはずの労働者の方が集団としての取り組みにならない。労災では個別被害者救済の取り組みになっていた。やっぱりおかしいじゃないか。どうして労災が個人的な被害の取り組みになっているのか。

責任の主体は誰かという議論とつながってくる。労働者の安全を保護する義務が企業に当然あるというものの考え方で、労働者の安全を守ることが一企業の力だけではなく国全体の規制の問題だよね、という考え方があつた。要するに安全を保護するという義務は一企業じゃなくて社会全体の問題です。社会全体を維持するのは国以外の何者でもない。労災というのは、企業と労災にあつた人の個人的関係で、だから個別被害ごとに責任が異なってくる、労災裁判は個別裁判の積み上げである、と考えていたのではないか。

公害裁判をやつた人間からは本質的に違うでしょと言いたくなる。公害被害者はひとりひとりが被害を受けたと思つていない。集団として被害を受けたと思つている。労災も集団として被害を受けているわけです。そのことを水俣病の弁護

団が如実に問題をつきつけた。一つは、すでに触れた大洋デパートで従業員と客を区別せず同じ責任として追及したことです。もう一つが興人の八代工場の会社がおこした労災事件です。

慢性二硫化炭素中毒症

昔の八代の街は工場の匂いがすごかつた。水俣病の弁護士が労災認定を争います。主要な症状は脳血管障害、脳溢血なんですよ。「個人が持つている病気に決つているだろうが」、「いや労災だよ」という議論になる。これ水俣病の弁護団の一員だからできたといつてもいいと考えています。水俣病はその争いからです。

水俣病はピラミッドで病像を示しています。要するに、最重症の狂い死に、四肢変形、むちゃくちゃな症状、もつと穏やかな症状、ごくごく普通のひとがもつている症状、感覚障害まで、ピラミッドで病像が示される。その違いがどこからきたのか。そもそも病像とは何か。水俣病の病像はいまだに確立してないといえます。同じ議論がカネミ油症でも起きています。カネミ油症の病像とは何か。水俣病をやつた藤野糺医師を中心に今問い直している。原因物質濃度によつて病像が決定的に変化する。強い濃度のときの急性症状とものすごく微量の長期にわたる慢性中毒は、まったく別の病気、まったく別の病像です。これは水俣病をみていると歴然と出てく

る。

レーヨンの労災職業病は二硫化炭素中毒症です。街中が匂うぐらい高濃度汚染のときは因果関係は明らかです。企業側は当然のことながら、労働者の安全のためにではなく、生産のために手を打つ。汚染の濃度がぐっと下がると脳血管障害の患者がでてくる。従来言われていた労災の認定基準にあっては病気ではないわけですね。従来言われていた労災の認定基準にあわないから認定されない。だけどそれはおかしいだろう、因果関係は明白だと争った事例ですね。

現場に踏み込め、興人の会社に現場検証に行くぞということになって、現場でパチパチ写真を撮ろうとしたら、「ダメだ。危ないですよ、爆発しますよ」と工場関係者に注意された。そんなに危ないのか。水俣工場に検証に踏み込んだときも写真を撮ろうとしたら企業秘密といわれた。操業を止めているのになぜ企業秘密なのか。途上国ではまだ使えるから、やっぱり企業秘密なんです。そのときは東南アジアに輸出した。

興人のレーヨンの施設も韓国に売られました。興人と同じ二硫化炭素中毒が起きるぞと国宗直子さんという水俣病弁護団の一員の弁護士がわざわざ韓国まで乗り込んで訴えた。日本でも同じレーヨンの会社がいっぱいあるわけだから、別に八代の工場だけが悪いことをしているわけじゃない。日本中同じことをしていて、患者がいるはずなのに、全国のレーヨン工場検診を呼びかけたけど応じたのは京都の一社だけだった。そこで労災が多数でた。ところが韓国は全面的に問題に

なっていて、韓国の方の労災の被害者の数が日本よりはるかに多いという話になったといわれている。

要するに言いたいのは、個人対企業の問題ではないということです。労災の患者が一人いればその背後にさらに多数の被害者がいっぱいいる。何も一人の問題、一社の問題ではなく、同業企業全体、全従業員の問題なんです。それはすなわち国の責任の問題です。公害をやった人間は比較的その思考回路がスムーズに繋がるんですよ。

筑豊じん肺訴訟を国の不作為の義務違反、労働者の安全を保護すべき義務を怠った、その不作為の国賠法上の責任を問うたはじめての最高裁判例だという言い方をします。法律上の評価として間違いだとは言いません。しかし、本質をついた評価ではない。本質は、労災を個別問題ではなく国家の問題としてはじめて問うた事例である、国の政策の責任をはじめて明らかにして認められた事例であるというのが正しい評価だと思うんですね。

集団訴訟と個別訴訟

集団としての労災訴訟という発想は労働事件を中心に取り組んできた弁護士は弱かったように思えます。あくまで個別の労働者とその雇用企業との事件という発想です。でも私は集団としての被害者がいて同じ加害企業群というところさえある。じん肺訴訟は集団訴訟です。それも個別企業相手では

なくて、集団として企業群としてとらえたのが筑豊じん肺訴訟です。雇用者の集団とはすなわち国、だから被告が当然国になる。労災訴訟で被告を国にするという発想は労働弁護団には少なかつたと思います。少なくともじん肺訴訟を始めた段階では個別被害者とその雇用企業との関係という発想が中心だったのではないか。

岡村弁護士は安全配慮義務の確立と書いてますけど、あくまで雇用企業が個別の労働者をどう守るかという問題になっているように思えます。私たちはそうではなくて一つの企業の集団としての被害者としてとらえています。さらにいうと個別の雇用者としての企業ではなくて、企業の総体、すなわち国、国の産業政策そのものが集団としての労働者の被害を生み出している。だからじん肺というならば、たとえば日本の財閥、三井、三菱、住友、古河などをまとめて被告にすえたわけですね。特定の企業が悪いことをして特定の労働者を傷つけている問題ではないでしょう。それがはじめて形としても確立したのが筑豊じん肺訴訟です。

個別の被害者が個別の企業を訴えていた。それをはじめて一つの企業の被害者が同じ被害者として集団で特定の企業を訴えたのが長崎北松じん肺訴訟だったと思います。これも画期的だった。そして特定の企業の特定の労働者の枠を離れて、特定の企業ではない、企業全体を貫く問題なんだ、として企業の代表、旧財閥みんなと、まさに企業の集合体のそのものである国を被告にすえた。それが筑豊じん肺訴訟です。

筑豊じん肺の画期的なところは国を被告にすえたことだと言われるけど、その意味は何なのか。じん肺被害を生み出して来たもの、それはすなわち国の産業政策の推進実行そのものであって、個々の企業の問題ではない。被害を生み出したのは国そのものというところであらう。

国家無答責

労働者の安全を保護する義務は、企業の義務であることはもちろんですけど、国の義務なんですよ、というところまで来た。法的責任としてですね。近代市民法の出発のときからあったに決まっていますけど、それが法的義務として裁判所で認めるものとなったのは筑豊じん肺がはじめてだと思います。

ここでまた同じ考え方になりますけど、国賠法ができたから国の不法行為責任が認められるようになったと言うのが今の法律家の圧倒的多数ですよ。だから逆に国賠法が成立しないと国の責任はないのか。法律がないと国の責任はないのか。

国の不法行為責任はないという考え方は、絶対主義王権下の「王は悪をなさず」という法の格言です。ずっと前のローマ法からでしょうね。国というのは悪いことはしない。正確には悪いことをするんだけど、その法的責任は問えないという意味です。それを破ったのが市民革命のはずなんです。

「いやいや国といえども市民と対等平等な組織じゃないか。国家の方が市民の上にあるわけじゃないよ」というのが近代市民革命です。「王は悪をなさず」は近代市民革命で破られたと私は信じています。

戦前の日本だって国の責任を問えた有名な事件がある。国が管理しているものでも遊具施設、公園だったら問える。それは権力行為じゃないからです。権力行為ではない部分は民法が適用できる。権力行為の部分はダメだよねという変な説明です。近代市民革命の徹底度によると私は信じています。だからフランス行政法では国が特別な地位にいません。

日本の行政法は恐るべきものがあつて、近代市民法の視点からいえば極めて特異な異常な議論ですよ。私がちゃんちゃらおかしいというのが公定力、国の権力行為は正当だと考えることを前提とします、という考え方です。それを問題にしたい国民はまず国の行為の正当性を破ってこい、違法であることを国民側が明らかにせよ、国の行政行為が正当であるという推定が無条件で働いている。これが公定力と言われている。ご冗談でしょう。法律上どこにそんなことが書いていますか。どこにも書いていないですよ。勝手に官僚が頭でつくりだしている。フランス行政法ではそんなことは考えられない。ドイツ行政法の独特の論理だと私は思っています。それも絶対主義王権下ですよ。

それと行政が自分で自力で執行できる。近代市民法の大原則は自力救済を排除する。自分で勝手に実行してはならない。

国といえども何かしたいときには裁判所の判断に委ねないといけない。これが近代市民法の基本原則です。それを行政が勝手に法的根拠もなく、身勝手な原則をつくりだして、その原則があたかも自明の論理のようにいうのはおかしいとしかいいようがない。今沖繩で推し進められている国の行為は、まさにこのおかしさの現実化です。この実態のどこが「法治国家」と言えるのか、と心から怒りを覚えます。

国民の安全を守るべき義務を履行すると公権力の行使になるでしょうから、その責任を問うためには一定の法律の義務規定がある、という理屈になりやすい。特に戦前の責任を問おうとしたら国家無答責という言葉で排除される。「王は悪をなさず」とはさすがにいえないから、官僚が「国家無答責」という変な言葉をつくりだした。「国家無答責」という言葉は市民革命の前にはそんな言葉はない。それから市民革命を徹底した国、つまりフランスやアメリカなどにはないはず。

最高裁の認定

国の安全保護義務を認定した判決として、まず労働者の安全の保護義務を認めたのが筑豊じん肺訴訟、次に一般市民の安全保護義務を認めたのが水俣病です。筑豊じん肺判決の半年後に水俣病の判決がです。国が国民の生命身体を守る義務を負っているという判決です。根拠条文は違いますが法的論理、法的構成は両方まったく同じです。問題は認定の仕方

です。私が強調したいのはその法的義務をひっぱりだしてくる認定の仕方が全然違うということです。私にいわせると本当は同じであるべきですし、水俣の認定の仕方が不十分だと思えます。

筑豊じん肺の最高裁判決の事実認定はまず国の産業政策から始まります。国のスクラップ・アンド・ビルド、石炭産業を国が支配したという認定からくる。その事実を認定した上で、国はじん肺患者の発生を防ぐ義務があったという認定がくる。その義務の履行として法律をもつてくる。じん肺については、国にじん肺を防ぐ義務が法律上ある。じん肺法が成立した一九六〇年からの国の責任ということになります。

ところが水俣病を防げという法律はない。国は国賠で責任を認定するためには違法性の根拠条文がないといけないと主張する。私たちはそこに異を唱えたわけです。法律があり、その法律違反があるから法的義務が生じる。この国の主張は考え方が逆でしょう。まず国民の安全を守れ、国民の被害発生を防げという義務が当然国の義務として前にある。だから根拠条文が先にあつて義務が後からでてくるという発想は間違いです。近代市民法上国は国民の安全を守らないといけないに決まっています。その義務を履行しようとしたら実行できる条文がありませんでした、だからできませんでした、というのならばまだ論理的にわかる。最初にそもそも義務があつてその履行が現実に来たかどうかという議論なんですよね。それに対して最高裁は答えを出していると私は考えていま

す。根拠条文が必要だということに対しては、条理でいいといっています。例外的にですけれどね。

私たちの主張は、国民の安全を守るべき義務は当然に法律の根拠なくとも発生する。その義務が履行できるかというときに法律の根拠があると言うんだけど、その法律はありとあらゆる法律を使えばいい。その保護法益が別目的に限定されているなんてつまらんことをいわないでね。もちろんその保護法益に反した使いかたはできないというのがその通りかも知れません。その保護法益にも合致して使えるのであれば水俣病を防ぐために使うべきだと。使える法律はすべて使え、その保護法益違反の使用法でない限りはね、という主張をして熊本地裁の水俣病三次訴訟第一審判決でそのとおり認められている。私たちの国賠の請求では私たちの主張した法律がすべて認められている。最高裁とは真つ向から対立する考え方です。国の義務はどこからでてくるのか、企業の義務はどこからでてくるのかという前哨戦があつて、近代市民法の原則からできますよという主張をする。国の責任についても同じ議論です。だから最高裁の考え方とは正面から逆に考えて勝つてたわけです。その出発点が権利論の考え方なんです。

権利論

権利はどこからきたのか。とにかくいま憲法を守る立場の

講演会で評判がいい弁護士の方が天賦人權説を唱えていらっしやる。歴史的経過としてはそうでしょう。明治維新の時の論理としては正しいですよ。福沢諭吉が「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」と説いています。明治憲法、大日本帝国憲法の議論にとつては効果がある議論かもしれませんが、いまの憲法がそうだと言っちゃいけませんと確信しています。明治憲法の人権を広げるための説明としては正しいかもしれないけど、それがいまの憲法の精神だといわれると違うといふべきです。

日本国憲法はなんと言っていますか。天賦人權説のように天から降ってきてひとりぞなわっているわけではない。日本国憲法は人類が長い努力の成果として獲得したものを自らの力で守れといっている。権利はどこからきたのか。

日本国憲法九七条です。極めて明快だと私は思いますよ。誤解のしようがないでしょう。人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果なんです。過去幾多の試練に耐えて人類が自分の力で勝ち取ってきたものだ。いまいうならファシズムの試練に耐えてですよ。私は疑問の余地がないと思う。天から与えられているといつてはいけない。歴史的経過として天賦人權説は正しいですよ。日本国憲法下において言うのは間違いですよ。

日本国憲法が明文でそういつている。権利は今の国民に信託されているのであって、国民は不断の努力によって保持せよ、そして次の世代にわたせという文章と符丁が合う。守る

のは国民自身ですよ。国が守ってくれるなんて大間違いですよ。だから自分たちが守り抜く、たたかいとつたものだからいまからもたたかい抜こうねとなってくる。天から与えられたものだったら、たたかいぬく力がでてこない。

一二条の強調の仕方が違ってくる。憲法の論者の中には、国に各種の義務があるのであって、国民には義務はありませんよという人がいる。違いますよ。一番大きな義務は、国に、官僚に憲法と国民の権利を守らせるという義務が課せられている。そこが論点の違いです。それをいわないとまさに「憲法について考えよう」となってそこで止まってしまうことになる。そこで一二条の強調も足りない。たたかいとつてしかも実力で維持しないとけない、自力で守り抜くものである、という認識や議論が足りない。

これは市民運動の特徴だと思っています。私は住民は信用します。市民と住民と何が違うのかという住民はそこで生活をしている人です。つまり生活上の問題点を主張している人は私は信用します。自分の生活と関係ない一般議論をするひとを私は信用できません。いつでもその主張をやめるから。住民は生活の場のたたかいを止めることはできない。

いま私の取り組みの中心となっているのが石木ダムの事件です。これは全国的に例がない。ダム反対闘争とか産廃の反対闘争は普通地権者がまずいない。それは理由があって、たたかい続けることができず、家屋敷と田畑を屈服して国に売り渡すからです。日本全国石木のように集団として生活の現

場を売り渡さずに屈服しない例を私は知りません。

民法七〇九条改正

民法七〇九条、これをそれまで文語文で書かれていたのが二〇〇二年に口語体に変えた。口語体に変えただけだから、内容は一切いじっていない、というのが法務省の説明です。それは嘘で、七〇九条はいじられ法改正されている。中身が根本的に変わっている。権利とは何かという考え方が根底から否定されている。

昔の条文は、「他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ」、今は、「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は」です。前の条文には「法律上保護される利益」は書いていない。法務省が法的には変わっていない、何ら変更していないということは、すなわち「権利＝法律上保護された利益」と言っていることになるわけです。これは最高裁の見解でもありません。権利というのは何かという定義になるけど、「一定の支配領域、他人の立ち入り禁止区域」なんです。柵があつて囲つてある。柵の中を権利者が実効支配していて、そこには立入禁止という立札が建っている。占有権というのはその実効支配の形態です。当然のこととして「立ち入り禁止区域」に立ち入ったものがあつたら当然に排除できる。侵害したものに對しては排除する権利、すなわち物権的請求権が行使できる。権利侵害を止めることができる。逆にいうと止めることができ

きないとおかしい。それは権利ではない。権利である以上止めることができる。私たちの議論は「権利侵害即差し止め」が大原則です。差し止めできない権利なんていうのは意味がない。「立ち入り禁止区域」に立ち入つてきたら排除できないと権利ではない。もちろん特別の事情が認められれば、例外として排除差し止めが認められない場合もあり得る。これこそがごくごく常識的な普通の市民法論理なんです。ところが日本ではそれが常識ではない、逆に異端扱いされている。日本の法律解釈の主流は東大官僚法学ですけど、不法行為については違法段階説といって、まず我慢しなさい。受忍の限度があります。権利を侵害されてもまず我慢しなさいと。我慢の限度まできたら損害賠償を認めてあげます。損害賠償でも我慢できないところまできたらやつと差し止めを認めましょう。違法段階説は東大総長になつた加藤一郎先生の論理でして、これが無条件で信頼されている。これは近代市民法の原則例外が逆転している。

被告が誰になるかも議論になる。一番わかりやすい例えばなしをすると、重量制限を超えたトラックが道路の下のガスパを破壊した。ガスが噴き出して周りの住民に流れこみ危険な状態になつている。住民は止めてもらいたい。さあ、誰を相手に訴えるか。

私たちの答えは侵害行為を止めることができるもの、ガス会社に決まつている。日本の最高裁は私に言わせると驚くべき答えをいう。日本政府も同じです。すなわち、「侵害行為

したのはガス会社じゃないでしょう、ガス会社は何もしていないでしょう、トラックでしょう、トラック会社を訴えなさい。これが最高裁と日本政府の答えです。これに対して、「ガス会社は受忍限度もあつたもんじゃない。自分はしてません」という抗弁も関係ない。ガスを排出しているのを止めることができるのはあなただから止めなさい。それで損害がでるのなら損害を出した原因者に損害賠償を請求しなさい。ガス会社とトラック会社が喧嘩しなさい」というのが私たちの考え方です。住民はガス会社に止めると、これはあなたのガスであり、あなたが止めることができるからと。ごくごく当たり前の話が、ガス会社を訴えたら「私悪いことしてません。違法性ありません。責任ありません」、「そうだよね人違いだよね」というのが日本の裁判所です。私に言わせるとバカバカしいとしかいいようがないと思います。

科学としての法解釈学

私たちは九大の民法の原島重義先生からその理屈を叩き込まれたと思っています。徹底して近代市民法の原理でものを考える。いま日本の裁判所で通用している論理は資本主義の発展によって大企業が力を持ったことにより大企業のために修正が加えられている。その修正がいかにして生じたのか。何がその修正を生じさせたのか。そもそも修正が加えられる前の基本の原則は何だったのか、ということが正面から問わ

れるべきです。

法律学は科学なんですかという有名な論争が戦後あつた。いまは法解釈学は科学ではない、法社会学は科学であるという変な落ち着きになってるように思えます。あるいは法社会学そのものも存在が危ういかも知れませんが。原島先生は法解釈学が科学であるとおっしゃっていると考えています。法解釈学の何が科学なのか。近代市民社会で成立したものの考え方は何なのか。原島先生は必ずローマ法まで戻って考えています。その原則がローマ法時代にあつたとすれば、それがその後どう変わってきたのか。変えてきた要因は何なのか。いま日本の権利概念がなぜ原則と例外が逆立ちした逆の解釈になっているのか。

学問的にいろいろあるんでしょうけど、逆転を生んだのが、わが恩師によると、東大の末弘巖太郎先生だと言われていると思います。戦犯第一号とおっしゃっていると思います（私の誤解であれば申し訳ない話です）。末弘先生は戦後労働法をつくって、法律時報を出しています。

近代市民革命はドイツでは流産している。日本と同じです。近代市民法に対応する法律はドイツ普通法だと思えます。ドイツ普通法はローマ法時代からの法律を整理した法律と言えらると思います。それを資本主義にふさわしいようにさらに変えたのがベーゲーバー (B・G・B)、ドイツ民法典です。ドイツ普通法から押さえないと市民革命後の民法の状況というのとはわからないというのが、原島先生の説と思っています。

だからドイツ普通法を徹底して研究していると思います。

日本の法律家はドイツ民法典以降にいきなり飛びついて、ドイツ普通法の時代とそれ以前をおとしているのではないのか。しかも大企業が確立して、修正が加えられている状況が原則だと誤解をした。どれだけ修正を加えているのかという認識がまったく欠けている、というのがわが恩師の論文「わが国における権利論の推移」だと思います。だから日本においては権利論はついに確立しなかったということが言えるのではないのでしょうか。

権利論はそもそも司法修習生でもともに議論したことがない。私もそうだったと思う。だから法科大学院でも教えたことがないと思います。まともに権利とその歴史について考えたことがないひとばかりが法律家になつていのが現状といえるのではないのでしょうか。

ゲヴェーレ

私たちはゲヴェーレ (Gevera) という言葉をすっかり聞いてきました。授業時間中にゲヴェーレ、ゲヴェーレと先生たちが十回も二十回もおっしゃる。ドイツ普通法が一番中心概念です。ゲヴェーレがあるかないか。すなわち実効支配です。

実効支配があるかないかが権利の中心であり基本なんだと思います。わが日本政府が主張していますよ。竹島がなんだ

日本の固有の領土といえるのか。日本政府の答えは、長年にわたって日本が排他的に実効支配しているからです。実効支配が一定期間継続して、周りがそれを承認するにいたったとき、権利が確立する、と私は思っています。出発地点は勝手に支配してもかまわない、まだ周りが認めていないときには権利としては確立していない。周りが認める段階までくれば権利として確立しているといえる。出発地点が違法な支配でもかまわない。それが取得時効でしょう。

取得時効は何も特別なものではない。権利の概念を説明しただけです。私は取得時効と消滅時効は意味が違ふと思っています。消滅時効で、権利を長年行使しないでいると権利自体がなくなるといふのは、それは必ずしも正義ではない。実効支配しているのは私はある意味正義だと思う。周りから承認されていけばですね。紛争状態であれば権利ではないと思います。消滅時効とは、履行すべきことを履行していないものに当然に権利を与える制度では決してないと思います。本質的にね。というのが私の時効論です。これも筑豊じん肺の時効の認定の考え方ですよ。

実効支配していなければ権利が認められないのは当たり前のお話です。別に法律、条文で決めてもらう必要はない。ゲヴェーレというのは私の学生時代の先生はみんな言っていました。京都大学の林良平先生。物権ですけど、私が法律って面白い、法律を勉強しようと思ったのは林良平先生の授業を聞いてからです。原島先生と舟橋先生という物権法の巨人が

条文がそれだけを言われてもぜんぜん理解できないわけですよ。林先生の講義ではじめてわかりました。この問題を解決するための法概念が必要となる。原島先生がおっしゃる科字としての法解釈学がようやく理解できることになった気がしました。積極説と消極説の立場が違ってくるから、解釈が違うのはあたりまえ。解釈の違いはなぜでてるのか。その立場を明らかにしようね。どの立場にたったからこっちの説にたちます。そうわかっただら簡単でした。

私は司法試験の答案はほとんど「近代市民法の基本原則は……」で書きだしている。この問題は基本原則通りにしたら結論が具合が悪いよね。じゃあ具合悪いのをどう考えて解決しようかという答えになる。割といい点がついているんだと思っています。

十八年四カ月

筑豊じん肺の提訴から最高裁判決までこんなに時間がかかるとは思いませんでした。私たちが取り組んだ山野炭鉱事故は三年四ヶ月で訴訟の決着をつけた。それと引き合いにだされるのが三池炭鉱の炭じん爆発、夕張炭鉱の爆発事故。夕張は十二年かかっている。三池炭鉱も十何年かかっている。技術論争を正面からやったわけですね。私たちはそんな論争はしませんから。夕張でも私は応援弁論で「炭鉱で人が死んだらそれだけで企業の責任」と主張したら、傍聴席からは拍手

が沸いたけど東京から来ていた若手の弁護士たちは、結論は賛成だけどそれだけでは勝てませんよね、と否定的でした。

筑豊が裁判で十八年になったのは、やっぱり被告の多さです。筑豊じん肺の特徴でもありますが、一企業を相手にしていない。これは板井優弁護士が私に批難の意味で言ったんですけど、「資本主義百年の総括、責任を問おうとしている」わけですね。炭鉱の操業の最初からじん肺が発生していたその百年の責任。被害者救済のためにはもちろん最高裁までいってはいけない。一番で決着をつける。山野炭鉱であり、水俣での教訓です。

救済の遅れは拒否と同じです。福岡高裁で私たちを勝たせた裁判長は、和解の話には最初からのらなかった。彼は国の対応がわかっていた。西淀の大気汚染の訴訟で国を負けさせた。その裁判長ですから。小宮弁護士が書いてますが、国が敗訴することを認めた判決がないうちに和解は国はありえない。そういう意味では一番で私たちが国に勝てなかったのが十八年という長い裁判になった。

一番で負けてしまったのは小宮弁護士が著書ではつきりいつている。「裁判長が主張を理解できなかった」。長崎北松じん肺の企業の責任を認め、原告勝訴の判決を書いた裁判長が久留米大学法科大学院の初代院長東孝行先生、筑豊じん肺の裁判長川畑耕平先生、そして弁護士が私。久留米大学法科大学院の教授として三人がそろっていた。長崎北松じん肺一審判決がその後の企業の責任論を決定したわけですね。企業

の責任は争いようがない。東さんの判決にあるとおり争いようがない。企業が残された論点は時効だけ。それで筑豊じん肺で国の責任に乗り出したわけですね。国の責任も一番で私たちは楽勝だと思っていた。私の受け止めでは一番敗訴の原因は裁判所に理解してもらえないようにわれわれの主張を整理しなかった。準備書面を何十通も出しっぱなしでまとめなかった。小宮弁護士にいわせるとそれは裁判官の仕事だろうということになる。

もうひとつあってこれは実務的な話ですけど、マージャンするひとはわかると思いますが、いろんな役がある。役によって点数が違う。どの役であるかはじめから決めるひとと役を絞らないひとがいる。私は絞らない方です。絞らないで手広くやっていると結局散漫になる。勝訴するのは絞り込みが成功したとき。手広くやっていて絞り込む整理をきちんとしなかった、勝つことができなかつた理由だと考えています。

筑豊じん肺ほどの論点で絞り込みをかけるのが高裁での議論になる。一番判決は、国の措置についてこれも不合理、あれも不合理とみんな不合理と認めている。だから原告が勝つという判決が書けたはずです。ところが「著しい不合理とまではいえない」、といて負けるわけです。どっかで絞り込みをかけないといけない。どこで絞り込みをかけるのかという議論になる。結局、ケイ酸質区域指定が著しい不合理という論点になる。岩石のなかのケイ酸部分が肺を痛める、だから病名を珪肺というんだというのが長い間の考え方でし

た。

それはおかしいよねと私はいつも言っている。一八七〇年、八〇年代からも炭鉱に肺疾患があるっていうことはフランスの小説家ゾラの『ジェルミナル』にも書いてある。炭鉱のはじめからわかっていたよ。それをじん肺と呼ぶかは病名は別にして、粉じんによって肺の病気になるということは昔からわかっていた。

そうは言ってもケイ酸が一番悪いのは間違いない。ケイ酸質の含有量がそれぞれの炭山で違う、同じ鉱山の中でも違う。ケイ酸質の一定濃度以上のところをケイ酸質区域指定にして、水を使う削岩機にしないといけないなど厳しい規制がある。金属鉱山はケイ酸質に決まっているから百分に近い水を使う削岩機なんですよ。炭鉱が二〇%ぐらい。ケイ酸質区域指定をほとんどしないわけです。これは著しく不合理じゃないかと。しかもそれが長期間ぜんぜん増えない。ということとは対策をとらないでいいと国が認めていると企業に理解される。著しい不合理をどこでとらえるか。それが成功したというのが弁護団のなかの実務家の議論です。

それは必ずしも私の考え方ではありません。やっぱり国に勝てるだけの条件を高裁の裁判の期間中に全国でつくった。長崎北松のひどい高裁判決から最高裁のたたかひに向けて全国へ和解解決のたたかひを展開した成果ですよ。国の責任を問うのは当然。それぞれの裁判はそれぞれの企業を相手にした裁判ですよ。日本中、それぞれの企業を相手にして責任

はみんな同じという状況ができる。責任原因は一つでしょう。それは当然国の責任原因でもある。国にいくのは何も不思議ではないという状況ができた。

もうひとつは長崎北松の最高裁にいくときのたたかひ方の議論ですけど、ひとつの論点は消滅時効なんですよ。企業の責任は問題ないわけですから。最高裁で突破しないといけないのは時効。時効をどうやって突破するのか。それから損害額が値切りに値切られた。損害額の水準を一定に保つためにどうすればいいのか。それはある意味では簡単ですよ。損害額の水準は全国各地で上げればいい。全国水準をつくってしまおう。そのために全国で和解を展開する。すなわち最高裁をフリーハンドで判断させないという方針を我々が出したわけです。これは必ずしも法律家の議論ではないですよ。最高裁の法律論をどう展開するかではない。最高裁に勝手に判断させないようにしよう。その状況を全国でつくりだそうとした。しかもそれは確定判決まで行ったんじゃないから、全国の裁判で一斉に和解攻勢をかける。和解を各地でどんどん成立させて、和解で成立させた金額水準を最高裁は下回ってはいけない。その水準をつくってしまおうや、というのが一つですね。

それと和解のなかで消滅時効を問わないという解決をしようという方針ですね。この方針で貫徹するわけです。長崎北松の最高裁判決ができるまで全国的に損害額は確立する。だから最高裁が高裁判決の損害額の見直しをすることになりまし

た。みごとに成功したわけです。消滅時効も一定の前進はした。ただ全否定には至らなかった。それで私たちは筑豊じん肺で全面突破することを目指すわけです。というのが全体の流れで筑豊の最高裁判決をもたらした。そのために一八年かかってしまった。

裁判官の忌避

審理は裁判長がするのでから必ず勝訴するというにはならないわけです。だから原告を負けさせると決めている裁判官に対し抵抗をどうやってやるのか。あなたの裁判は受けませんという申し立てはできません。忌避申立ては各地でいっぱいやっていますよ。しかし絶対に認められません。これは絶対に認められない。それはそうでしょう。「あなたに裁判をする資格はありませんよ」といつて裁判所が「そうです」というわけじゃないですか。これは文字通り抗議の意思表示の意味です。あなたを信用しないと公に示す。

福岡高裁の下方裁判長を私たち忌避していませんよ。あなたの判決を受けないと大声で言い続けただけです。裁判を続けるために新しい証人申請をバンバン出した。明日の法廷でこれを認めないと裁判長が決めたらその場で忌避します。忌避は理由がいります。理由を用意していないといけない。その場でききなりはできない。その準備をしたぞと記者会見をする。明日、裁判官が証人申請を却下したら忌避するから記

者に見に来て下さいと前宣伝を裁判所に聞こえるようにやる。すると裁判所は私たちの証人申請をぶちまけることはできなかった。逆に採用もしなかった。要するに判断しなかったのです。和解をやっていたので、その間は裁判は空転はしなかった。企業ごとに和解をじゅんぐりやっていくでしょ。まったくの空転ではない。ただ訴訟の進行自体は完全に止まっていた。ただ打ち切りがないように私たちは次々と新しい主張を出していった。これを却下したら忌避すると宣伝を毎回毎回やっていた。和解が一段落ついて、その後裁判長が訴訟進行しませんでした。自分は転勤する。それまでは進行させないという暗黙の合意が成立したように思います。

司法救済システム

裁判の判決が確定して、裁判をした原告については一定の解決をした場合、その後から出て来た被害者の解決方法は、なにも対応をしていなければ当然裁判をもう一回やらないといけない。それはたまらないので、水俣病訴訟弁護団が打ち出したのが「司法救済システム」です。

これは解決条件を当事者みんなであらかじめ合意しておいて、その後で出てきた被害者は、その解決条件のどれにあたるのかを決める。本当は当事者間で合議できるのがいいのだけれど国がうんといわないから提訴することしておく。裁判の中で判決をもらうのではない。合意した条件のどれにあた

るかを決める、和解のための裁判です。

いまやっているのはたとえばB型肝炎がそうですよ。裁判したら補償金がもらえまずと宣伝している弁護士がいる。和解条件のどこにあたるのかを確認をもとめる裁判です。石炭じん肺についても合意が成立したわけです。救済を求めるひとがきたらその解決方法に従うわけです。判決をもらうのではなく、次々と裁判所で和解している、という解決方法ですね。

水俣でその和解解決案成立を目指したら国が拒否したもんだから、我々が要求した合意内容にはならず、その結果落ちこぼれがでることになり、落ちこぼれの数が多いため多数の人が救済を求め提訴するという現象がいま水俣で起きています。その結果従来の認定患者よりはるかに多くの人が救済を認められている。ところがじん肺ではそれが一部の人にしかできない。きちんと検診しないからです。まだ水俣では患者団体が自分たちで病院をつくって検診しているから診断ができましたけれど、じん肺患者を患者の立場に立つて検診してくれる病院がそんなにあるわけではない。退職時、企業の病院でまったく問題ないと検診された人が、すぐ後で重症のじん肺患者だと認められ、裁判になる例がたくさんありました。

解決については水俣病が一番わかりやすい。まず裁判で勝ったひとに対して一定の補償をした。判決が認めた原告だけでなく、その後認定された患者まで含めた全認定患者に医療救済としての医療費全額負担、毎月の生活費(年金)、

判決の慰謝料という三本だてを勝ち取ったわけです。裁判したひとだけではなく、全認定患者に及ぼした。これだけでも大変なことです。認定されたひとにもこれを無条件で適用することになってる。だからいわゆる司法救済システムはその限りで必要ないわけです。

なぜ司法救済システムという制度を求めて裁判を起こしたかというと、問題は認定されなかったひとの救済手段です。認定されれば同じ待遇を受けられますから。しかし、認定されない救済はないことになってしまふひとに対する救済措置です。

じん肺は認定患者がいつばいいですけど裁判をした原告が受けた救済と同じものは受けられませんよ。裁判をした原告だけです。だけど裁判をして全部認められるわけでもない。だから司法救済システムを実行している。これは本来であれば、もっと大きな数のじん肺認定患者が控えている。水俣では勝訴した原告よりもはるかに多くのいま七万まできたのだと思いますが、救済を受けている。ただ認定ではないからレベルは違います。本当はじん肺ははるかにもっと膨大な数の被害者にならないといけない。逆にいえば、はるかに膨大なものになるからできないのです。国も企業も絶対には護らない。実行しようとは決してしません。

アスベスト訴訟

いまはじん肺訴訟はアスベスト訴訟が主力になりました。トンネルじん肺は労働者の組織としては炭労ではなく、建設労組です。私はじん肺訴訟はボタンの掛け違いで出発点を間違えたと考えています。

じん肺はまず金属鉱山で裁判がはじまるわけです。金属鉱山の裁判と石炭じん肺の裁判は違うということになってる。これがそもそもの大間違いだと思えます。最初に裁判をやったひとたちが先の展開を欠いていたように思えます。私たちは遅れをとったので金属鉱山はしていかないですけど、これはむしろ遅れをとって恥ずかしいですよ。金属鉱山をちやんとやった先人の弁護士たちは立派なんだけど。特に北海道が金属鉱山を先進的にたたかうわけです。私たちはその金属鉱山をたたかう最中に石炭を遅れてやりはじめた。私たちは金属鉱山の歴史はない。九州でも金属鉱山がいつばいあるわけだから被害者は当然いるに決まっている。

いろいろな原因によって生じる粉じんの全てを総合して、救済を求める被害者をまとめてたたかう主体がつかれるかという話が問題点です。その主体をつくらうとしないと最初からありませんよ。だからそれを構想する哲学がいるわけです。そういうたたかい方の展望をもつひとや集団がいて、同じ思いのひとたちが結集する組織活動をやらなはいけない。

鉦山、石炭、トンネル、アスベストそれぞれのじん肺患者のたたかいが全部違う裁判の話になっている。おかしいでしょう。まだ筑豊じん肺の訴訟の意味がよく理解されていないように思えます。地域としての被害の問題ですよ。私が強調する意味がわからないから、やっぱり個別労災としてたたかわれているように思えます。

公害弁護の大阪の泉南のアスベストじん肺訴訟は労働者と工場周辺の住民と一緒に原告になったわけですよ。私たちが大洋デパートで従業員とお客は一緒ですよ、同じ裁判で同じ被害ですよ。それと同じ発想ですよ。だから工場労働者と粉じんで周りに被害を受ける住民同じ被害です。これは両方を原告にした。極めて正しい考え方です。残念ながら裁判所を突破できませんでしたけどね。じん肺の責任論に関しては粉じんが異なっても同じ論理ですから、違う裁判をするのはおかしい。だけど違う裁判という認識が一般的です。福岡でも違う弁護団長をつけてやっている。

いま、アスベストが大変な問題です。アスベストこそ労災だけにしてはいけないと確信しています。もうすぐ話題になるように、小学校、中学校、公共施設の建物みんなアスベストですからね。いま壊す時期にきています。世の中でまともに議論されませんが、個人の住宅もみんなアスベストですよ。本当は個人の住宅だって住んでいる人に被害が出ている。だって日常的にアスベストが出ている。壁、天井、日常的にアスベストの粉じんがでている。解体のときにどつと出るけ

ど、それ以上に毎日日常的に壁だって傷んでいるでしょう。工場周辺とまず考えたのですが、その製品、既製品が出回っている。子供たちは学校に行く以上公共施設に日常的にいてこれは汚染されている。

そこでまた水俣病の議論に戻って、濃厚な大量汚染による病像と、一定の濃度による汚染と、それと微量の長期にわたる汚染、病像はまったく違います、全く別の病気という認識です。これを水俣病で確立してこれが病気の一般的に適用される常識だと私たちは思っているけど、医療専門家がそう思わないのがどう考えてもおかしい。この専門家の議論はやっぱりおかしい。原因物質の濃度の違いによって病像が違うのは当たり前です。

物事を解決しようとするときに、麻雀の手を一番高い手を展望するのか、それより早い安上がりを展望するのか。それを状況判断でどう使い分けるのかというのが問われている。最初からそのことを考えようもしない人はどうしようもない。

予防接種がそうなんですけど、私たちが一番少数者だったこともあって、私たちが考えた展望は実現できなかった。裁判には未認定の患者も含めて完全に勝ったけど、解決については一番無念だという裁判ですよ。予防接種被害も未認定の患者さんがいっぱいいる。もちろん認定された患者に全員に裁判で勝った成果を及ぼす。そして未認定の患者さんの救済措置まで攻め込む。そうたかうのが当たり前でしょう。

東京の主流の弁護士は、それに対して、「それは裁判の問題ではない。私たち弁護士は裁判できっちり勝つ。国の責任を明らかにしてきっちり勝つ。あとは運動体の問題で弁護士がやることではない」。おっしゃる通り、東京の弁護士は予防接種の裁判はきっちり勝ちましたよ。超一流の弁護士です。そして中心メンバーが最高裁判事になります。この最高裁判事になった方が私たちの牛島税理士訴訟の勝訴判決を書いています。

私はその考え方に對して反対でした。「未認定の問題をやらんとおかしいでしよう、認定患者全員に同じ救済措置をとらせましようよ」と。「それは運動体がどうぞ」という返事でした。私たちのように「法廷と運動は車の両輪」、「主戦場は法廷の外にあり」なんてとんでもない。裁判の法廷のなかだけで論理で裁判に勝てる。確かに論理的に優れている弁護団だから予防接種では法廷では立派に勝ちました。予防接種の裁判の勝ち方にはまったく異論はありませんけど、ただあえていえば私たちの福岡高裁の判決が評価としては一番いい。これは患者団体の評価で福岡判決が一番すぐれているという評価をしてください。

しかし未認定患者の救済の問題は、運動にすらできない、話題にすらできない。我々は未認定患者の問題は判決で完璧に勝った。同じく大阪が公害弁連のグループですから、大阪も未認定で完璧に勝った。残念ながら全体の運動にはできない。こっちでわずか十数人の裁判でいってもしかたがなかつ

た。しかも同じ患者さんでもやっぱり哲学が違いますよね。自分の救済しか考えなければ、他の認定患者が協力してくれなければ、自分たちが一緒にやるうやといつても、なんでそんな人の事を考えないといけないのか、となる。やっぱり患者運動というのもきちんとものを考える必要があると痛感しています。それを特に思うのは犯罪被害者の救済運動です。私たち公害運動では、「私憤から公憤へ」と総括しています。自分自身の「仇討ち」の感覚から同じ被害者全体の救済へ、さらに被害を事前に防止する取組みへという展開です。

近代市民法からいうとひと対ひとだから、従業員と企業の向かい合いと消費者と企業の向かい合いと変わるわけがない。それがアスベストでも大阪の泉南の工場内で吸引したひとと周辺の住民が吸引したひとと一緒に裁判をした。同じ発想ですよ。大阪のアスベスト訴訟ではそれをやった。弁護団の村松昭夫弁護士は公害弁連の幹事長です。公害弁連の考え方です。東京の建築労組のグループは労災弁護士が中心です。ものの考え方自体が違うように思えます。原告は労働者だけですよね。作る現場の問題であって、作った建材が消費される消費者の問題になっていないでしょう。アスベストの発生現場とその付近の住民、製品ができた場合の使用者、その使用者も建築労働者、大工さんと家に住んだ人消費者がいるわけですよ。アスベスト全体を総合的に考えて統一的に取り組もうという発想が示されていないといけないと思いますよ。泉南アスベスト裁判にはもともとあったんですけど、途

中で負けたりして、最高裁にいったときには明らかに住民の方はトーンダウンしていたように見えます。

同じ議論がもっと規模は小さい形で予防接種で未認定の問題になって私たちがトーンダウンしましたよね。もうしようがないと。とても未認定の問題をやる状況はつくりきれなかった。ただ状況がたどり着けていないのはそうだと、少なくともその展開を見通した法律論と政策論をもっておかないといけないと反省しています。

人格権

じん肺について、国の安全保障義務はじん肺法ができてからといわれるけど、法律があるうがなかるうが私たちが国には最初から国民の安全保障義務があると考えています。極端に言えば憲法上の義務でもいいわけですよ。いや、そんな権利をつくることのできるのですかとはいわれる。私たちは人格権で勝っている。人格権という法律の規定はありませんよね。だけど私たちは人格権という法概念をつくった。これは憲法上の概念です。近代市民法の最も基本的な概念です。法的主体を保護しない近代市民法なんてありえない。だから法的主体を保護する法律をいちいちつくらなくても保護されるに決まっている。憲法上、それ以外考えられない。それが人格権です。

人格権の一番中核をなすものは、もちろん生命身体の安全

なんだけど、それは人として尊厳を保ちながら法的権利主体として生活できるということです。「尊厳を保ちながら」ということをあえて強調するわけですけど、「最低限の生活でいい」と逆に考えるのは間違い。最低限の生活というのは尊厳を保っているということで、尊厳を保たない最低限度の生活なんてありえない。

私たちの主張は近代市民法の原則そのものなんです。環境権なんてわざわざ法律に規定しないといけないなどという主張はバカバカしい。なんで憲法に書かないといけないのか。その意味はすでに憲法にきちんと書いてあります。今さら書かないといけないというのは憲法をよくわからないひとです。その精神が書いてあるに決まっている。人格権は書いてあるに決まっている。

だから「七〇九条の権利概念」と私はしつこく言うんですけど、そこが国と我々の決定的違いですね。国民に対して法律で認めて与えたものだという国の考え方は間違いに決まっている。法律がなくなつて国は守るべきものは守らないといけない。法律があればもちろん守らないといけない。当たり前の話ですね。だけど国の法律があるから守らないといけないという考え方は、法律がなければ守らなくていいという考え方ですからね。国はそう反対解釈をしたい。

漁船と軍艦が衝突して、漁民が海に投げ出され救助を求めている。軍艦の乗員は文字どおり腕組みをして見ているだけで救助しない。なぜ救助しないのか。「軍艦には民間人を乗

船させてはならないと法律に規定されています。」というのが国の主張であり最高裁の考え方です。バカげているとしか評価しようがない。

人格権を徹底して議論したのが廃棄物問題です。とうとう今、廃水が生命健康を害する場合だけではなく、生活水として利用する水に嫌悪感を催すような水はダメだという判決文がでてくるところまできている。ただこれは、リップサービスですよ。それで勝負したら勝てませんよ。勝てませんけど少なくとも理念として裁判長が判決文で言うところまできている。廃棄物が一番進んでいると思っています。人格権を正面から一番まじめに取り組んだ裁判だからだと思います。もちろん加害企業がそれほど社会的な地位を持った大企業ではないという点も大きいと思います。大企業相手ではそうはならないということが原発の判決だと思います。

（続く）